

基金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人亜細亜フレンドシップ（以下「当法人」という。）定款第25条の規定に基づき、基金の募集、基金の管理及び基金の返還に関する手続について定めるものである。

(基金の種類)

第2条 当法人への基金の拠出は、金銭に限るものとする。

2 基金は1口1万円とする。

(基金の募集)

第3条 基金の募集に際しては、社員総会において、次の事項を定める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の募集にかかる引き受けの申込み期間
- (3) 基金の拠出に係る金銭の払込みの期日又はその期間

(基金の申込み)

第4条 当法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者(以下、申込者という。)に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 当法人の名称
- (2) 募集事項
- (3) 金銭の払込取扱場所
- (4) 基金の拠出者の権利に関する規定
- (5) 基金の返還の手続
- (6) 定款に定められた事項のうち、申込者がその通知を請求した事項

2 申込者は、次に掲げる事項を記載した書面を当法人に交付しなければならない。

(1) 申込者の氏名又は名称及び住所

(2) 引き受けようとする基金の額

(基金の割当て)

第5条 当法人は、社員総会の決議をもって、申込者の中から基金の割当てを受ける者及びその者に割り当てる基金の額を定める。

2 当法人は、第3条第2号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に割り当てる基金の額を通知する。

(拋出の履行)

第6条 前条の基金の割当てを受けた者は、第3条第2号の期日又は期間内に、払込取扱場所において、割当てを受けた基金の全額を払い込まなければならない。

2 前項に定める払込取扱場所については、以下のとおりとする。

ゆうちょ銀行 ○三八支店 普通 0847169

口座名義 一般社団法人亜細亜フレンドシップ

(基金管理簿)

第7条 当法人は、基金の募集の都度基金管理簿を作成し、次の事項を登録する。

(1) 基金の拋出者の氏名又は名称及び住所

(2) 各拋出者が拋出した基金の額

(3) 各拋出者が拋出した基金のうちその一部について返還がされたときは、返還後の額

2 基金の拋出者は、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所について変更が生じたときは、直ちに、変更後の事項を当法人に通知しなければならない。

(債権の譲渡・質入等)

第8条 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡・質入及び信託することはできない。

(基金の返還)

第9条 基金の返還は、定時社員総会において、次の事項を決議して行う。

- (1) 返還の総額
- (2) 返還の期日
- (3) 返還の方法

(基金の利息)

第10条 当法人は、基金の返還に係る債権に利息を付さないものとする。

(返還の免責)

第11条 当法人が基金の返還を行う場合には、基金管理簿に記載された氏名又は名称及び住所宛にその旨を通知し、かつ、その基金の拠出者の指定する銀行の口座に振込みの方法により基金の返還を行えば、その基金に係る一切の債務についてその責任が免除されるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

附則

第1条 本規定については、平成28年6月29日よりこれを施行する。